

令和8年度第1回黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会 会議録

日時 令和8年5月25日(火) 18:30～20:20
場所 黒川コミュニティセンター 研修室
出席委員 黒川町11名 牧島地区11名
顧問 2名(市議) 調整 2名(コミセン長)
伊万里市(事務局):市長、市民交流部長、環境政策課長、リサイクル推進係長
佐賀県(循環型社会推進課):担当副課長、担当係長
事業者:代表取締役 取締役

1. 開会

事務局:伊万里ケーブルテレビ、西海テレビ、西日本新聞及び佐賀新聞からの収録等の申し入れがあり、許可している。

2. 市長挨拶

新たに委員に就任いただいた皆様には、今回の施設が地域の皆さんに安全安心なものとなるよう忌憚ない意見をいただきたい。

協議会では、これまで地元と事業者間で取り決める基本事項などの覚書の案を作成いただき、5月20日付で覚書を締結していただいたが、覚書の締結をもって、事業者が建設工事を開始されることは、市としては考えていない。あくまで、次の段階である環境保全協定が締結されなければ、建設工事へのゴーサインは出せないものと考えている。

また、この度、福岡大学名誉教授の樋口壮太郎先生にアドバイザーとして就任いただき、専門的なアドバイスや疑問等に答えていただきたいと考えている。

3. 会長挨拶

この協議会は、処分場の賛否を協議する場ではなく、住民にとって安心安全な施設となるよう事業者との取り決めに協議する場になるので、よろしくお願いしたい。

4. 新委員の紹介 **資料1**

これまで牧島地区の消防団から2名選出いただいたが、1名の選出となり、新たに「漁港釘島地区住民の会」から委員を選出されている。個別の紹

介については、時間の都合上、割愛する。各自で名簿をご確認いただきたい。

松尾議員、塚本議員に顧問として、各センター長には、調整として引き続き加わっていただいている。

(事務局 自己紹介)

5. 副会長の選任について

会長より、副会長として牧島地区の区長会を指名され、牧島地区区長会長了承された。

6. 委員からの質疑への説明

(1) 埋立方式に関する許可基準等について

佐賀県：廃棄物の最終処分場はいわゆる廃掃法に基づき県が施設の許可を行っている。許可には「施設」の許可と「業」の許可があり、現在は「施設」の許可だけが出ている。このため、他社のごみを受け入れるためには「業」の許可が必要となる。「業」の許可がなければ、自社のごみだけならば入れることができる。

最終処分場には、大きく分けて「安定型」「管理型」「遮断型」の3つの種類があり、肥前環境の最終処分場は「管理型」に該当する。「管理型」の場合は法律で堰堤、ガス抜き管、集排水管、遮水シート、排水処理設備、調整槽(池)などを設置しなければならないとなっている。また、法律では政令において廃棄物の埋め立て処分の基準が定められており、①廃棄物が飛散流出しないようにすること、②悪臭・騒音・振動による生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること、③埋立地には鼠・蚊・ハエ・害虫が発生しないようにすること、④埋め立て処分場の周囲には囲いを設けること、⑤埋め立て処分場である旨の表示を行うことがあげられる。また、「管理型」の場合には個別基準があり、公共の水域や地下水の汚染を防止するために決められた設備を設置し、必要な措置を講じなければならない。また、廃棄物を埋め立てていく方式としては、サンドイッチ方式、セル方式などがあり、サンドイッチ方式は廃棄物と覆土を層状になるように埋め立てていくもので、セル方式は、一日分の埋立廃棄物の塊を覆土で覆って、また翌日にはその横だったり上だったりと同様の方法で埋めていくものである。今回、肥前環境ではサンドイッチ方式とセル方式のどちらの方式もとられており、いわゆるセル・サンドイッチ方式で、埋め立て中は適宜覆

土をされ、また、数メートルおきに 50 センチの覆土を行う処分場になる。法律上は適正な勾配で安全性が確認できる範囲においては、処分場に高く積み上げていくことに問題はない。適正な勾配とは、基本は 1 対 1.5 から 1 対 2。佐賀県では 1 対 1.8 以上を適正な勾配と言っている。角度で言えば 30 度弱。肥前環境の処分場は地盤面から 50 メートル近く積みあがっていく最終処分場になる。このような処分場は、佐賀県ではこれまでないが、九州各県に確認したところ九州内では複数の県において確認されている。ただ、事業所名や自治体名は控えさせていただきたいとの回答であった。肥前環境の最終処分場について、佐賀県では法の基準に適合していることを確認した。また、専門委員会に諮って生活環境保全上支障がないことを確認の上で施設の許可を行っている。佐賀県は九州の中でも厳しい安全性の基準を適応しており、例えば、勾配だったり安全率だったりの面では厳しく審査をおこなっている。県では、仮に処分場が設置された場合、監視等のモニタリングをしっかりと行い、また、新たな条例に基づき水質検査の結果については公表を行う。

(質疑)

委員：50mの高さの廃棄物処分場がどこにあるのか。どういう形態か。

佐賀県：九州内の佐賀県を除く 6 県に問い合わせたが、この内の 1 県からは回答がもらえなかったが、3つの県からは 40～50m 積み上げる計画がある旨の回答をもらった。通常、処分地は、谷状や窪地に埋めるのが一般的だが、今回の計画と同じように山などにもたれかかって埋めていく、積みあがっていく処分場も九州内にはあることがわかった。ただ、処分場と言うのは平地に造ることも違法ではないが、崩れないように四方に擁壁を作る必要がある。今回の計画については、北側、東側、南側は山に囲まれており約 80%は山に囲まれている。ただ、高さは北側が 39m、東側が 31m、南側が 19m となっており、処分場の方が高く積み上がることにはなるが、もたれかかる山があるので県の方は許可を出している。

委員：今回の処分場は山型で周辺の山より高い構造となっており、崩壊の恐れが無いのか心配している。安全であることの説明を願いたい。

佐賀県：今後、事業者の方に確認を取っていきたい。ただ、法律上、堰堤は 1 か所で土堰堤と呼ばれる 4 m の高さのものを設けているが、通常処分場はもたれかかる所が無いところで、更に、積み上げていくときは廃棄物

が雪崩落ちないように締め固めたり、廃棄物の種類を考えながら埋めていくが、その前に小さな土堰堤が作られるのが基本なので運用上の対策で安全性が保たれると考えている。

委員：処分場の隣接地に家が3軒あるが、建設同意の説明の際に50mの高さの処分場である旨の説明がなされたのか。安全対策を示してほしい。

佐賀県：県の方では同意がなされていると言う事実しか分からない。当時は地元との協定が結ばれていること、事業者の方からも同意を得ているという報告を受けていたこともあり、その内容を信用していた。

委員：覚書の内容についての20年後の話になるが、埋め立て処分完了後に処分地上に恒久的な建物を建てることのできるのか。

佐賀県：県の跡地指定を受ければ建てることはできる。ただ、一度廃止した埋立地を掘削することは出来ない。

委員：処理水が放水口から23m先に流れれば海水と同質化するため問題はなく水質汚濁防止法にも該当しないとの説明があったが、本当に問題がないのか色水を使った実験をして住民を納得させてもらえないか。

委員：埋め立て完了後にリサイクルパークを建設されるのかどうなのか。その内容についても覚書の中にいれてほしい。

委員：埋め立て面積が52,819㎡と言われてきたが、敷地を1.5倍ほど拡張することで山の高さを低くして、リサイクルパークとしての敷地を広げることができないのか。

委員：今回の計画が山積となっているが、地震などの影響で遮水シートが破損することを心配している。クリーンパークさがを視察した際には破損箇所を修復する自己修復シートや漏水箇所を検知するシステムが導入されていた。黒塩の施設では予定されていないようだが、県は指導されなかったのか。

佐賀県：県の方から率先して漏水箇所を検知するシステムを導入してくださいといった指導は行っていない。

委員：4mの高さの土堰堤で50mの高さの処分場を防止できるのかについて県ではこれまでどのような議論がなされてきたのか。

佐賀県：九州でもっとも厳しい基準で審査をおこなっており、県の方で確認して、なおかつ専門委員会でも諮って最終的にはOKがでたため県としても許可を出している。

事業者：軟弱地盤対策については、全て分析して解析して地盤改良している。その上で土堰堤を作る計画にしている。堰堤はコンクリー構造物が安全なのか土堰堤なら不安なのかという疑問に対しては、安定解析という専門業者による解析にかけて土堰堤でも大丈夫なような土堰堤の大き

さにしているので廃棄物を何段も積み重ねても大きく崩れることが無く、法面の安定勾配も設けているので心配は要らない。

佐賀県：4 mの土堰堤の手前にも2 mくらいの小堰堤を2か所設ける計画にもなっている。

委員：御堂セメントの裏側に地滑りから湧き出る水を集める水路があるが、埋立地の圧力で水が溜まりやすくなることで御堂セメント側の山が滑りやすくなる現象は考えられないのか。

佐賀県：地下水自体は処分場の下に水路(暗渠)を通す予定のため、地下水・湧水関係はこれに導かれて海の方に流す計画になっている。また、埋立地の法面自体にも側溝を設ける計画のため表層水も速やかに排水されることとなる。

(2) 埋立地法面へのブロック積みの可否について

肥前環境：埋立地法面の堰堤については、1対1.8の勾配で作る計画を立てている。この勾配は土木では一般的なもので道路工事や造成工事でも使われている。この勾配で本当に大丈夫なのかといった安全性を確認するために専門の会社に安定解析の計算をしてもらっており、また、肥前環境は関西でもいくつか処分場を運営しているがほぼすべてこの勾配で造成しておりこれまでに問題はない。この形で計画を立てて佐賀県に申請を行い佐賀県の方でも技術的な審査を行い、更に、専門委員会での審査も経て許認可を受けているのでこの形で進めていきたい。先ほど水の話も出たが、埋立地周辺には全て水路を設置して水を逃がしていく構造。内側も集排水管を設置して排水処理を施していく構造をとっていくので水による影響も問題ないという許認可を得ている。

7. 確認・報告

(1)覚書について 資料2

事務局：覚書については、協議会において、これまで数回に渡り内容の検討をいただき、前回3月24日の協議会で最終案の確認後、承認をいただいた。その後、黒川町及び牧島地区の各区長会で承認いただき、5月20日に関係5者による覚書の締結となった。

(覚書について資料2で説明)

(質疑)

委員：覚書の「4. 環境保全協定等」の「②管理運営等に係る報告」の内容の中で、肥前環境は建設工事の進捗や処分場稼働後の放流水の水質検査結果等について定期的に報告するとなっているが、もっと具体的に例えば、年に1回報告するとか半年に1回報告するとか、事故が起きれば直ちに報告する等に変更することはできないのか。

事務局：今回の覚書については、基本的な事項について取り交わすこととしており、より具体的な内容について、例えば先程の回数や頻度などについては今後の環境保全協定の中での協議となる。ただ、「3. 地域振興の関係」については、環境保全協定の中では馴染まない項目となるので、黒川町、牧島地区の区長会等の方で事業者へ働きかけていただきたい。

委員：処分場や焼却場を誘致した地元に対しては、ある程度の地域振興のための資金を事業者が負担して欲しいと考えるが、この覚書や協定書の中に入れられないものか。

事務局：地元と事業者との間で交わされる地域振興策の内容について市が介在して交渉等を行うことは難しいと考えており、黒川町、牧島地区の区長会等の方で事業者へ働きかけていただきたい。

(2)視察について

事務局：視察については、4月に一部の委員の交替が予定されていたことなどから、実施が延期となった。視察に関する協議は、時間の都合上、次回以降となるが、5月14日に開催された市議会全員協議会において、本協議会の進捗状況を報告した際に、視察について、議員から意見等がある。

議員からは、視察の費用について、事業者が負担することに対し、消防団員や区長などは準公務員の立場で法的な問題が生じないか事務局として確認すべきだというご指摘をいただいた。

区長は準公務員ではないが、消防団員は特別職の地方公務員となる。ただ、消防団員としての立場で視察に行くのではなく、協議会の委員として行っていただくので、消防団員としての地位を利用して不当な便宜や金品を受けるといった利益供与には当たらない。市の法務部局にもその点は確認している。

(質疑)

委員：事業者の旅費を負担させることについては、利益誘導に繋がるのではないかと。

事務局：事業者が自らの事業計画を地元の方に理解してもらうために行われる視察であり、その旅費に係る費用を事業者が負担することについては問題ないとする。

(3)アドバイザー就任について

事務局：アドバイザーについては、これまで委員の方からも専門家からの助言などをいただけないかといったご意見を頂いており、協議会規約第7条第5項で、「会長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる」と規定してあることから、小島会長に相談し、福岡大学名誉教授の樋口壯太郎先生にアドバイザーに就任して頂くことになったためご報告する。

樋口先生には、必要に応じて会議に参加いただきたいと考えているが、普段は、北九州にある福岡大学の北九州分室にいらっしゃるため、平日の夜間の会議となることから、北九州からオンラインで参加していただくことを考えている。

8. その他

(事務局より今後のスケジュール等を説明)

9. 閉会